

## 山形県条例第 58 号

### 山形県主要農作物種子条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本県の農業の更なる発展を図る上で主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の低廉かつ安定的な供給が不可欠であることに鑑み、主要農作物の優良な種子の生産及び供給に関する計画の策定、種子を生産するほ場の審査その他の措置を講ずることにより、主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給を図ることで、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する施策を計画的に推進するとともに、当該供給を図るために必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、採種団体（主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する事項について県及び農業者その他関係者と協議等を行い、主要農作物の優良な種子の生産及び供給を行う団体をいう。以下同じ。）、農業者その他関係者との連携を図るものとする。

(採種団体の役割)

第 3 条 採種団体は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び低廉かつ安定的な供給に努めるものとする。

(指定種子生産者の役割)

第 4 条 第 7 条第 1 項に規定する指定種子生産者は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給の重要性に対する理解を深め、主要農作物の優良な種子の生産に努めるものとする。

(種子計画の策定)

第 5 条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「種子計画」という。）を定めるものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 主要農作物の種類別の種子の需給の見通しに関する事項

(2) 主要農作物の種類別の種子を生産するほ場（以下「種子生産ほ場」という。）に関する事項

(3) 主要農作物の原種及び原原種の生産に関する事項

(種子生産ほ場の指定)

第 6 条 知事は、種子計画において主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積を超えない範囲内で、主要農作物の優良な種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者が経営し、かつ、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を、指定種子

生産ほ場として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(審査)

第7条 前条第1項の規定により指定した指定種子生産ほ場（以下「指定種子生産ほ場」という。）の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場についてはほ場審査（知事が、指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。以下同じ。）を受けなければならない。

- 2 指定種子生産者は、第5項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査（知事が、指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。以下同じ。）を受けなければならない。

- 3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求により行う。

- 4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員をして、審査をさせることができる。

- 5 知事は、審査の結果を、当該審査の請求をした指定種子生産者に対して通知するものとする。

- 6 審査の基準及び方法は、知事が定める。

- 7 第4項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導等)

第8条 知事は、採種団体及び指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産又は供給のために必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

(原種等の生産)

第9条 知事は、ほ場の設置等により、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として決定したものその他知事が必要と認めるものについて、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種（以下「原種等」という。）の生産を行うものとする。

- 2 前項の規定による県内に普及すべき主要農作物の優良な品種の決定に関し必要な事項は、知事が定める。

- 3 知事は、第1項の規定により原種等の生産を行うほか、知事以外の者が経営するほ場において、原種等が適正かつ確実に生産されると認める場合は、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

4 第6条第2項の規定は前項の規定による指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。

(県民の理解の促進)

第10条 県は、本県の農業の更なる発展にとって主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給が不可欠であることに鑑み、主要農作物の優良な種子は県民の重要な財産であるという認識の下に、主要農作物の優良な種子の重要性に対する県民の理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が定めている主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を図るための計画であって、種子計画に相当するものは、第5条第1項の規定により定められたものとみなす。

3 この条例の施行前に知事がした指定その他の行為又はこの条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第6条、第7条及び第9条の規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。